

社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団

役員及び評議員に対する報酬及び費用弁償規則

経 過

昭和 49 年 4 月 9 日制定	昭和 49 年 4 月 9 日実施
平成 17 年 7 月 25 日一部改正	平成 17 年 8 月 1 日施行
平成 29 年 6 月 7 日一部改正	平成 29 年 6 月 7 日施行
平成 29 年 8 月 2 日一部改正	平成 29 年 8 月 2 日施行

社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団役員及び評議員 に対する報酬及び費用弁償規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の役員及び評議員に対する報酬及び費用弁償について定める。

(報酬及び費用弁償)

第 2 条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬を支給する。

- 2 役員が事業団の用務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。
- 3 前項の規定により支給する旅費の額は、別に定める。

(役員報酬の総額)

第 3 条 前条第 1 項の役員報酬は、各年度の総額が理事にあつては 78 万円、監事にあつては 30 万円を超えない範囲とする。

(補 則)

第 4 条 この規則の実施に関し、必要な事項は評議員会の承認を経て理事長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和 49 年 4 月 9 日から実施する。

附 則

この規則は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 8 月 2 日から施行する。